

消防車や救急車の 緊急走行に対するご理解とご協力



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

救急車が早く現場に到着するには、一般車両の協力も必要です。
自動車等を運転中に救急車が接近してきた場合は、周囲の状況に注意しながら進路を譲っていただき、救急車が一刻も早く現場に到着できるよう、**ご協力をお願いします。**

【緊急自動車の優先】 道路交通法第40条

1. 交差点、またはその付近で緊急自動車が接近してきたとき車両は
 - 交差点を避けて、
 - 道路の左側（一方通行で左側によることが緊急自動車の通行を妨げる場合は右側）に寄り
 - 一時停止しなければならない。
2. 交差点、その付近以外の場所で緊急自動車が接近してきたとき車両は
 - 道路の左側に寄って
 - 緊急自動車に進路を譲らなければならない。

